

## 大田区高齢者実態調査 調査票案の主な変更点について

10月4日付で委員の皆様にお送りした調査票案から、皆様からいただいた意見等に基づき、加筆修正を加えました。  
 微細な文言修正については割愛させていただきますが、主な変更点は以下の通りです。

### 【調査票案の主な変更点】

	調査種類	設問番号	追記・修正内容	変更の意図
1	一般高齢者調査	問 10	「友人・知人や家族等との連絡手段として、スマートフォン・メール・SNS等を利用していますか」という設問を新規に追加	委員からのご意見を踏まえ、高齢者等が日常の連絡手段として情報機器（パソコン、スマートフォン等）を活用しているかどうかをたずねる設問を追加。  本設問の回答結果については、高齢者への情報発信や、見守り・相談対応等において、こうした機器を介した施策の実現性や期待される効果等を検討するための情報として活用することを想定。
	要介護認定者調査	問 10		
	第2号被保険者調査	問 20		
2	一般高齢者調査	問 37	大田区の実施している高齢者支援施策の認知度や利用状況をたずねる設問において、施策に「老いじたくの推進」を追加	今後ますます進行する高齢社会への対策の一つとして、自身の老後や死後の準備をする「終活」や「老いじたく」に関する取組が重要と考えられる。委員からのご意見も踏まえ、今後の施策展開の参考となる情報を得ることを目的に、区で実施している関連施策の認知度や利用状況を把握するための項目を追加。
	要介護認定者調査	問 37		
3	介護サービス事業者調査	問 35	連携の相手先となる機関・団体等に「消費者生活センター」を追加	高齢者やその家族等を巡る問題の多様化・複雑化への対応に関し、詐欺被害等に関する相談への対応も重要性が高まっていると想像される。そのため、介護事業者等の連携ニーズの把握のため、連携の相手先となる機関や団体に消費者生活センターを追加。
	地域包括支援センター調査	問 4		

※表中の「設問番号」は、修正後の調査票の設問番号となっています